

報告第13号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月19日提出

澁川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年9月27日午後2時ごろ、渋川市伊香保町伊香保558番地1渋川市営常磐駐車場において、産業観光部観光課臨時職員が運転する公用車（群馬480て9311）が後退した際、後方に駐車していた[REDACTED]氏が所有する軽自動車（[REDACTED]）の右前面部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月30日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費45,500円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

45,500円